

## 認定こども園 たちばな 保護者会慶弔規定

- 第1条 本会は認定こども園たちばな保護者会慶弔規定と称する。
- 第2条 本規定は、認定こども園たちばな父母、保育関係者及び園児の慶弔を目的とする。
- 第3条 第2条の目的を遂行する資金は保護者会会費をこれにあてる。
- 第4条 本規定の会計事務は保護者会会計役員がこれにあたる。
- 第5条 慶弔費支出は別にこれを定める。
- 第6条 第5条の支出細則に適応しにくい場合は、園長と保護者会会長で協議し決定する。
- 第7条 慶弔に関する返礼は受けない。
- 第8条 本規定ならびに別に定める支出細則の改正案は園長と保護者会役員が立案し、全体の役員の承認を得て実施する。
- 第9条 本規定は令和4年4月1日より実施する。

## 認定こども園たちばな保護者会慶弔金支出細則

	内容	職員	本部役員	会員	園児
弔慰金	本人の死亡	10,000	5,000	10,000	10,000
	配偶者の死亡	10,000	5,000	10,000	
	父母・養父母の死亡	5,000	5,000		
傷病見舞金	本人の傷病により1ヶ月以上の入院、療養	5,000	5,000	5,000	5,000
災害見舞金	災害の程度による	10,000	10,000	10,000	10,000